

徳島県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和6年度の財政的援助団体等監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。  
令和7年2月14日

徳島県監査委員 鹿山公弘  
同 大西康生  
同 福山正啓  
同 眞貝浩司  
同 古野司

1 監査基準

財政的援助団体等監査については、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の対象

令和6年12月18日から令和7年1月28日の間に、別表に記載の13団体において実施した。

3 監査の着眼点

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

4 監査の実施内容

令和5年度における財政的援助等に係る出納その他の事務を対象とし、監査対象団体から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取することにより、監査を実施した。

5 監査の結果

監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果、重要な点において監査基準第15条第2項第3号に定める事項が認められないものについては、次のとおりである。

＜公益財団法人徳島県建設技術センター＞

単価契約において、単価等が変更したものについて不適切な事務処理をしているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

別表

監 査 対 象 団 体	財政的援助等の概要
公益財団法人 e-とくしま推進財団	出資金
公益財団法人徳島県建設技術センター	出資金、公の施設の管理
特定非営利活動法人阿波農村舞台の会	公の施設の管理
公益財団法人徳島県国際交流協会	出資金
阿佐海岸鉄道株式会社	出資金
特定非営利活動法人大川原	公の施設の管理
社会福祉法人徳島県社会福祉事業団	出資金、公の施設の管理
公益財団法人徳島県福祉基金	出資金
公益財団法人徳島県農業開発公社	出資金
公益社団法人徳島森林づくり推進機構	補助金、貸付金、損失補償
公益財団法人徳島県水産振興公害対策基金	出資金
亀井組グループ	公の施設の管理
公益財団法人徳島県暴力追放県民センター	出資金